

特定非営利活動法人 ゆいの会 定款

制定・施行 平成11年 8月20日
改訂 平成14年10月17日
改訂 平成24年 6月 6日
改訂 平成24年 9月14日
改訂 平成28年 3月 4日
改定 平成30年 6月 6日
改定 令和 2年 7月14日
改定 令和 5年 9月 5日

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、特定非営利活動法人 ゆいの会 という。

(事務所)

第2条 この会は、事務所を 愛知県知多市新知字西屋敷22番地2 に置く。

(目的)

第3条 この会は、誰もがその個性と人格を尊重される共生社会を実現するために、また、住み慣れた地域で心豊かに暮らし、困ったときにも安心して過ごせるまちづくりを進めるために、たすけあい・育ち合いの理念で福祉サービス等を提供することによって生活文化の向上を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の特定非営利活動を行う。

- ①保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ②子どもの健全育成を図る活動
- ③学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ④まちづくりの推進を図る活動

(活動に係る事業の種類)

第5条 この会は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に関する事業

- ①福祉サービスに関する事業
- ②子育て支援サービスに関する事業
- ③高齢者及び障害者の自立支援に関する事業
- ④福祉ボランティア活動推進に関する事業
- ⑤福祉の意識啓発に関する事業
- ⑥生活文化向上のための芸術活動推進事業
- ⑦介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護予防サービス事業
- ⑧障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- ⑨児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

第2章 会員及び社員

(種別)

第6条 この会の会員は、次の三種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

①正会員

この会の目的に賛同し、活動に参加、協力すると共に運営に参画するために入会した個人。

②利用会員

この会の目的に賛同し、福祉サービス等を利用するために入会した個人。

③賛助会員

この会の目的に賛同し、会の事業を賛助するために入会した個人または団体。

(入会)

第7条 会員は、この会の定款を承認し、所定の入会金及び会費を納入すれば誰でも会員になることができる。

きる。その際、会員の種別を自由にいくつも選択、登録できる。

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第 9 条 会員は、退会の届けを代表に提出して、任意に退会することできる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは退会したものとみなす。

① 死亡したとき。団体にあっては、解散したとき。

②会員が正当な理由なく会費を 1 年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもそれに応じず、理事会において退会と決議したとき。但し、休会は認める。

(除名)

第10条 会

員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前の弁明の機会を与えた上で、理事において過半数の議決に基づき除名することができる。

①この定款に違反したとき。

②この会の名誉を著しく傷つけ、又はこの会の目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員

(役員の種別及び定数)

第12条 この会に、次の役員を置く。

①理 事 5名以上15名以内

②監 事 1名以上3名以内

(役員の選任)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員（団体にあってはその代表者）の中から選任する。

2 監事は、理事又はこの会の職員を兼任することができない。

3 理事の中から、その互選によって次の役職者を選任する。

①代 表 1名

②副代表 1名以上3名以内

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が、役員の総数の3分の1を超えて、含まれることになってはならない。

(理事の職務)

第14条 代表は、この会を代表し、その業務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し代表に事故あるとき、又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会の構成員として、法令、定款及び理事会の議決に基づき、この会の業務を執行する。

(監事の職務)

第15条 監事は、次の業務を行う。

①理事の業務執行の状況を監査すること。

②この会の財産の状況を監査すること。

③前2号の規定による監査の結果、この会の業務又は財産に關し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときには、これを総会又は所轄庁に報告すること。

④前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

⑤1号、2号の点について理事に個別に意見を述べ、必要により理事会の招集を求 めること。

(役員の任期及び欠員補充)

第16条 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期終了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならぬ。

4 理事又は監事のうちその定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に弁明の機会を与えた上で、総会において過半数の議決に基づいて解任することができる。

①心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。

②職務上の義務違反があると認められるとき。

③その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬)

第18条 (役員の報酬)

役員のうち、常勤又はそれに準ずる役員は、理事会の決議により有給とすることができ、その他の役員は無給とする。

2 前項の有給の役員の員数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。

3 役員には、その職務執行に必要な費用を弁償することができる。

第4章 総会

(総会の構成)

第19条 総会はこの会の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

2 正会員以外の会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

3 総会は、定時総会と臨時総会とする。

(総会の権能)

第20条 総会は、以下の事項について決議する。

①定款の変更

②解散

③他の特定非営利活動法人との合併

④事業報告及び決算の承認

⑤役員の選任または解任

⑥その他この会の運営のに関する重要な事項

(総会の開催)

第21条 定時総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

①理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

②正会員の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があつたとき。

③第15条第4号に基づく、監事から招集があつたとき。

(総会の招集)

第22条 総会は、前条第2項第3号によって監事が招集する場合を除いて、代表が招集する。

2 代表は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、すくなくとも7日以前までに会員に対して通知をしなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、代表又は代表が指名した者がこれに当たる。

(総会の定足数)

第24条 総会においては、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するものほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、議長は正会員として議決に加わる権利を有しない。

(総会における書面表決等)

第26条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって評決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前条第2項及び次条第1項第2号の規定については、出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(会議の議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ①日時及び場所
 - ②正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - ③審議事項
 - ④議事の経過の概要及び議決の結果
 - ⑤議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員の中から、その会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印をしなければならない。

第5章 理事会

(理事会の構成及び権能)

第28条 理事をもって理事会を構成する。

2 理事会は、次の事項を議決する。

- ①総会の議決した事項の執行に関する事項。
- ②総会に付議すべき事項。
- ③事業計画及び予算並びにその変更。
- ④入会金及び会費の額。
- ⑤事務局の組織及び運営。
- ⑥この会が行う事業の調査、立案に関する事項。
- ⑦その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(理事会の開催)

第29条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- ①代表が必要と認めたとき。
- ②理事の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- ③第15条第5号に基づき、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第30条 理事会は代表が招集する。

2 代表は前条第2号及び第3号の請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならず、代表がその期間内にこれを行わないとときは請求者が自ら招集できるものとする。

(理事会の議事)

第31条 理事会の議長は、理事会において互選する。

- 2 理事会においては、理事の過半数の出席がなければ開会することはできない。
- 3 理事会の議事は、理事の過半数をもって決する。
- 4 理事会の議事については、議長において議事録を作成する。
- 5 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。

第6章 運営委員会及び部会等

(運営委員会)

第32条 通常業務、運営推進のため、この会に運営委員会及び部会等をおくことができる。

2 運営委員会及び部会等に関する規定は理事会の議決によって別に定める。

第7章 事務局

(事務局の設置等)

第33条 この会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は代表が任免する。
- 4 理事は事務局長若しくは職員を兼職することができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第34条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ①設立当初の財産目録に記載された資産
- ②入会金及び年会費
- ③寄付金品
- ④事業に伴う収益
- ⑤財産から生じる収益
- ⑥その他の収益

(資産の管理)

第35条 この会の資産は代表が管理し、その方法は理事会の議決を経て、代表が別に定める。

2 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(資産の区分)

第36条 この会の資産は、特定非営利活動に関わる事業に関する資産の一種とする。

(事業計画及び予算並びに事業報告及び決算)

第37条 この会の事業計画及び予算は、理事会の議決を経て定める。

- 2 決算は、事業年度終了後3ヶ月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書とともに、監事の監査を受け、総会において承認を得なければならない。
- 3 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(予算の追加及び更正)

第38条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることが出来る

(予備費の設定及び使用)

第39条 予算超過又は予算外の支出に当てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(会計の区分)

第40条 この会の会計は、特定非営利活動に係わる事業に関する会計の1種とする。

(事業年度)

第41条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の3分の2以上の議決を経、かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければ変更することができない。

(解散)

第43条 この会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならぬ。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(合併)

第44条 この会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

(残余財産の処分)

第45条 この会の解散のときに有する残余財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、解散時の総会で議決した法人に譲渡するものとする。

第10章 雜則

(公告)

第46条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報においてこれを行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この会の運営に必要な細則は理事会の議決を経て代表が別に定める。

附則

1 この定款は、この会の設立の日から施行する。

2 この会の設立当初の役員は以下のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。

代表	松下 典子
副代表	樋口 禮子 鈴木かおる
理事	下村 泰司 城川 京子
	鈴木 信重 三宅 紀子
	高橋美奈子 肥田 幸吉
	渡部 泰三
監事	五島 順子 竹内 俊就

3 この会の設立初年度の事業計画および収支予算は、第28条第2項第3号および第37条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

4 この会の設立初年度の会計年度は、第41条の規定にかかわらず、設立の日から平成12年3月31日までとする。

5 この会の設立当初の入会金及び会費は、次に掲げる額とする。ただし、年度の下半期に入会したものについては当該年度の年会費を半額とする。

- ①入会金 1,000円
- ②年会費 3,000円

6 この定款は、愛知県知事の認証を受けた日（平成14年10月17日）から施行する。

7 この定款は、平成24年6月6日から施行する。

8 この定款は、愛知県知事の認証を受けた日（平成24年9月14日）から施行する。

- 9 この定款は、平成28年3月4日から施行する。
- 10 この定款は、平成30年6月6日から施行する。
- 11 この定款は、愛知県知事の認証を受けた日（令和2年7月14日）から施行する。
- 12 この定款は、愛知県知事の認証を受けた日（令和5年 9月 5日）から施行する。